

一般財団法人大日本蚕糸会研修受託要領

平成12年12月12日制定

第1条 一般財団法人大日本蚕糸会（以下「本会」という。）蚕糸科学研究所及び蚕業技術研究所が実施する研修は、この要領によるものとする。

第2条 本会において実施する事業のうち、蚕糸及び絹に関する科学及び技術の習得等を目的とした研修の受講を希望する者（以下「研修生」という。）は、本会が別に定める研修受講申請書（別紙様式1号）を一般財団法人大日本蚕糸会会頭（以下「会頭」という。）あて提出し、承諾を得る。

第3条 本会における研修生の受け入れは、日本政府、地方公共団体、学校等の公共機関及び日本国内に拠点を持つ責任ある団体等（以下「研修派遣者」という。）からの申請に基づき受託する。

第4条 会頭は、研修派遣者から申請があった場合、蚕糸科学研究所長または蚕業技術研究所長（以下「研究所長」という。）に通知するとともに、申請書に記載された研修内容、実施時期及び期間等研修の具体的な実施を踏まえた審査並びに研修実施の可否について意見を求める。

第5条 会頭は、研究所長からの意見等を基に、研修生受け入れ承諾の可否について決定し、研修派遣者に研修受託書（別紙様式2号）を送付するとともに研究所長にその旨を連絡する。

第6条 研究所長は、第4条の研修受け入れの可否及び研修実施に当たっては、次の留意事項に基づいて実施するものとする。なお、留意事項については、研修派遣者及び研修生に予め周知徹底しておく。

(1) 研修期間はおおむね10日以上1年以内とする。

また、上記期間に満たない研修並びに見学等については、本要領の対象外とし、これらの案件の事務処理は研究所長が行い、その概要について事前に会頭に報告する。

(2) 研修生の受け入れに当たっては、通常の業務に重大な支障が生じない範囲で積極的に受け入れる。

(3) 研修の実施に当たっては、研修内容等を定め計画的に行う。

(4) 外国人の研修生にあつては、研修等を円滑に実施する観点から、日常生活に支障のない程度の日本語の会話能力を有する者とする。

- (5) 研修に要する一切の経費（以下「研修経費」という。）は、研修派遣者の負担とする。また、研修経費の納入額及び納入方法は、研修内容、研修期間等を考慮し、研修開始前に当該研究所長が決定する。
- (6) 研修期間中の宿舎、交通手段の確保、外国人にあつては、外国人登録など必要な事項は、研修派遣者の責任で対処するものとする。
また、研修中及び通勤途上を問わず研修生の疾病及び事故についても同様とする。
- (7) 研修期間中の研修生の留意事項は、次のとおりとする。
ア．本会が定める就業規則及び研修担当者の指示に従うこと。
イ．不信行為等研修者にふさわしくない行為をした場合は、研修を停止されても異議を申し立てることはできないこと。
- (8) その他、研修実施上の細部については、研究所長が別に定める。

附 則

この要領は、平成13年1月4日より施行する。

附 則

平成26年4月1日一般財団法人大日本蚕糸会に移行し継承する。

(別記様式1号)

研 修 受 講 申 請 書

年 月 日

一般財団法人 大日本蚕糸会
会 頭 ○○ ○○ 殿

研修派遣者

住 所

名 称

代表者

印

一般財団法人大日本蚕糸会研修受託要領の規程に基づき、下記の内容の研修を受講させたいのでご承諾を願いたく申請します。

記

1 研修受講者

氏 名

住 所

生年月日

現在の所属 (団体等の職務、学校・学部名等)

2 希望する研修場所及び研修の内容 (具体的に)

(1) 蚕糸科学研究所

(2) 蚕業技術研究所

3 希望する研修期間

年 月 日から 年 月 日まで

4 これまでの学歴及び職歴

5 添付書類

(1) 日本人にあつては、在職証明 (在学証明)

(2) 外国人にあつては、パスポートの写し、来日渡航の目的、滞在期間、滞在期間内の行動予定スケジュール

(別記様式2号)

研 修 受 託 書

番 号
年 月 日

(研修派遣者)

〇〇 〇〇 殿

一般財団法人 大日本蚕糸会
会 頭 〇〇 〇〇

年 月 日付けで申請のあった一般財団法人大日本蚕糸会蚕糸科学研究所
(または蚕業技術研究所)の研修の受け入れについて、下記のとおり受託します。
なお、研修受講者には貴職から通知をお願いします。

記

- 1 研修受講者
氏 名
- 2 研修場所
一般財団法人大日本蚕糸会蚕糸科学研究所 (または蚕業技術研究所)
- 3 研修の内容
- 4 研修期間
年 月 日から 年 月 日まで
- 5 その他
別添の研修案内を参照してください。
(研修案内を添付する。)